

[事案 28-215] 新契約無効等請求

・平成 29 年 6 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

契約関係書類のずさんな取扱いにより被保険者の生年月日が相違したまま契約が締結されたことなどを理由に、既払込保険料の返還および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 7 月に契約した定期保険等について、6 年後に被保険者の生年月日の相違が判明したが、以下等の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還するとともに慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 自分は告知書に正しい生年月日を記入しており、生年月日の相違は、募集人が確認を怠ったことや保険会社側の契約関係書類のずさんな取扱いに起因するものである。
- (2) 保険会社は、生年月日相違が発生した原因について適切な調査を実施しないまま、保険料追徴の連絡を行った。
- (3) 契約関係書類の誤記等が生じた原因について、保険会社が調査に長期間を要した上、結局原因を特定できなかった。
- (4) 上記の保険会社の対応から、保険会社に対する信用を失ったことから、新たに高額の保険料を支払って他社の保険に加入せざるを得なくなった。

<保険会社の主張>

生年月日の相違について、申立人が生年月日を誤記する理由がないこと、募集人が適切な確認を怠ったことなどから、保険会社の責任が大きいと考え、既払保険料全額の返金、もしくは、誤った生年月日を基準とした保険料を前提に、満期までの継続を認めるとの和解案を提案するが、慰謝料の支払いについては、応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約前後の状況を把握するため、申立人、募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の対応について、申立人への慰謝料の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、本人確認の際に、申立人の生年月日の確認を怠った。また、告知書と申込書における事実関係の相違が放置されたまま、保険会社において契約手続が進められた。
- (2) 保険会社が契約手続を進めた告知書は、偽造されたものと判断でき、偽造行為は保険会社の管理下において行われたと強く推認される。
- (3) 保険会社が、生年月日相違が発生した原因について適切な調査を実施しないまま、保険料追徴の連絡を行ったことが、申立人を混乱させ、保険会社に対する不信感を生んだ。